

Title	隣組, 旧組, 隣家
Sub Title	Three kinds of neighborhood groups
Author	山岸, 健(Yamagishi, Takeshi)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1962
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.1 (1962. ) ,p.77- 92
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	村落における氏神祭祀組織と政治・経済構造との関連 : 長野県諏訪市湖南南真志野 : 中間報告
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000001-0077">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000001-0077</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 隣組，旧組，隣家

## Three Kinds of Neighborhood Groups

山 岸 健

*Takeshi Yamagishi*

- 1 はじめに
- 2 隣組の系譜
- 3 旧組，隣組，隣家
- 4 むすび

### 1 はじめに

ここで主として扱う隣組（トナリグミ）と隣家（リンカ）は、旧組（キウグミ）と共に近隣集団の一種である。近隣集団の性質は、日常生活における直接面接の可能な互助関係の範囲としてよい。近接居住の場合にこのような互助関係の可能性はありうるが、現実には何らかの互助関係がなければ、近隣集団とは規定しえない。近隣集団の範囲は、いわゆる向三軒両隣とか、隣組とかの小範囲に限定すべきではなく、日常の生活関係からみれば、比較的にかさい村落は、その全体が一つの近隣集団とみなされることもありうる。

南真志野における隣組も旧組も、住民が共通の利害関係に基いて営む生活協同の体制であり、また大きくみれば、一定地域の住民が、その近接の居住関係のゆえに帰属的に一定の形においてとらえられる組織であって、これらの組織は、村落を成立させる重要な契機である。隣組と旧組とは、若干の未加入者があるとはいうものの、ほとんど一律的に全戸を地域の枠にはめて組織されており、その担当機能は、村落における公的生活の場面に限定されている。隣家は、これに対し、個々

の家に即した私的協同関係であり、家々の特殊事情に著しく規制されている。

ここでは、南真志野にみられる現在の隣組、旧組、隣家の組織と機能を考察する。しかし、隣組と旧組の正確な姿を知るためには、五人組、五戸組、十戸組、四十戸組について考察する必要がある。それゆえ、隣組の系譜に関しても概括的な説明を試みたい。

### 2 隣組の系譜

現在、南真志野にみられる隣組、旧組の姿を正しく描き出すためには、それらの系譜を知る必要がある。隣組の系譜とはいっても、正確に言えば南真志野における近隣集団の系譜にほかならないから、当然、五人組、五戸組、十戸組、四十戸組旧組などの種々の近隣集団が、隣組の系譜のなかでのべられる。現在の隣組は、何回かの組替を経ているものの、明治初年の五人組、それに続く五戸組、十戸組の流れをくむものといつてよい。

明治4年は廃藩置県の年である。明治4年2月15日付の「宗門帳」を最後として長期にわたり存続した「宗門帳」は終りをつげた。現在、原輝美氏宅に「明治五壬申年扣戸数番号調帳二月 第百拾四区南真志野村櫛平新田」（以下「調帳」と略す）と題する記録がある。この記録の表紙裏面に「明治六癸酉年九月判頭極ル 尤本山様御廻村前ニ村々五人組出来ル」とある。これは、後に書

き加えたものであろう。

ところで、明治5年の「調帳」と明治4年度の「宗門帳」を比較すると次の違いがみられる<sup>(1)</sup>。

- 1 五人組の名称は踏襲されたが、その編成（各々の組合せ）は全く異なっている。
- 2 名主、寺院などは、これまでの「宗門帳」五人組の中には含まれなかったが、「調帳」にはこれが含まれている。
- 3 武家奉公の者は、「宗門帳」に名を連ねていなかったが、「調帳」では平等にあつかわれている。
- 4 家の位置と五人組編成についてみると、「宗門帳」の五人組編成は、厳密に家の位置によっているとはいえない。むしろ、名主が便宜的に組合せたとみられるものもある。ところが、「調帳」においては、五人組の編成は、全く家の位置のみによっており、あまりに地理的な位置による組合せであるともいえる。だから、この場合の五戸は、属人主義であるとはいえない。

「調帳」記載の戸数番号の序列は177番から342番までとなっているから、家数は166戸となる。1番から176番までは、田辺、大熊にあてられたとみられる。百拾四区とは、後の「湖南村地域」といってよいであろう。「調帳」によると前述のとおり家数は166戸で五人組は33組あった。表紙裏面の「明治六癸酉年九月判頭極ル……」という記録から判断して、この33組は明治6年9月につくられたと考えることもできるが、また明治5年頃五人組の組替がおこなわれ、33組の五人組が出来、明治6年9月に各組に判頭(組の代表者)がおかれたとも考えられる。明治6年にあらたに五人組ができたと仮定すると、明治5年から明治6年9月までは五人組がつくられていなかったのであろうか。これらの点には疑問も残るが、今までのところでは、明治5年に、明治4年までみられた五人組とは異なった組合せの五人組がつくられ、明治6年9月に判頭がおかれたと考えたい。

<sup>(1)</sup> 「宗門帳」と「調帳」の比較については、金子貞美氏の助力によるところが多である。「調帳」の筆写についても同氏の力による。

以下の説明によってもわかるが、正確なことは、明治6年9月には、五人組が33組あり、33人の判頭がいたということである。

「明治六年癸酉年五人頭名面帳 九月 原沢之丞」(原輝美氏蔵、以下「名面帳」と略す)には、明治六癸酉年九月判頭名面として原惣八、関新六……(中略)……金子末吉、金子勇八など33人の氏名が記載されている<sup>(2)</sup>。したがって、明治6年9月には、五人組が33組あったことがわかる<sup>(3)</sup>。「名面帳」によると、明治七甲戌年一月改判頭として33人の氏名がしるされている。明治7年1月にも五人組は33組あった。

同じく「名面帳」には、明治7年10月に五人組の組替がおこなわれ、32組の五人組が成立し、五人組が2組づつ組合せられて組合十戸(十戸組)が出来たことを示す記述がみられる。次に一部を引用する。

明治七甲戌年十月改	
壹番組	関弥五兵衛 矢沢玄之助
判頭	藤森 外吉 原 惣八 原 伴三
	藤森定五郎 原七左衛門
判頭	金子善左衛門 藤森太右衛門 池田鉄三郎
組合	
拾戸	(以下略) 』

明治7年10月には五人組の組替があり、壹番組から拾六番組にいたる16組の十戸組が成立したことは注目される。上の例のように五戸五戸で十戸組がつくられたのであるが、このころ「別家願上池田梅太」(これは朱字で書き加えてある)

<sup>(2)</sup> 明治6年9月の桐平(クヌギダイラ)の判頭は2名である。

<sup>(3)</sup> 前記「調帳」には、166戸を五戸毎に区分したしるしがある。正確にいえば、五戸の組が32組六戸の組が1組である。「調帳」には朱字で判頭と記載されている。

というような例も生じ、組合十戸が改十式戸（これも朱字）と訂正される場合もみられた（二番組の例）。一組は大体十戸からできていたが、この例でもわかるとおり、それより戸数の多い組も若干あった。各々の五戸にはそれぞれ判頭が一名いた。つまり一つの十戸組には判頭が二人いた。明治7年10月には、五戸からなる組（五戸組）が32組（判頭32人）、十戸組が16組あった。明治7年1月には、33組の五人組があったことを考えると、ここで大きな組替がおこなわれたといっている。33組は奇数で五戸を二組あわせて十戸組をつくるには不都合であったから、偶数の32組に組替たともみられる<sup>(1)</sup>。

ところで、この組替（五戸組の成立）と十戸組（組合十戸、すなわち、五戸五戸）の成立については、「明治七年五伍法則」（金子金吾氏蔵）の内容をあわせて考えてみなければならない。この第一条に「最寄五戸ヲ以テ組合セ、内一人頭ヲ立ヘシ、是ヲ合セテ十戸トナシ、以テ一組トス……」とある。この法は、恐らく筑摩県から指令されたであろう。第四条の附則に「小事ハ五伍ヲ以テシ、五伍ノ力ニ及ハサルハ十戸ヨリ助ケ、一組ノ力ニ及ヒ難キ情実アラハ、伍長ヨリ正副戸長へ申出……」とあるのをみれば、五戸組と十戸組との関係は明らかであるが、中心は前者におかれた。以上のことから、明治政府の行政組織の末端として新たに五戸組がつけられ、これと同時に十戸組が指示されたことは明らかである。

明治7年甲戌10月23日、田辺村、大熊村、南真志野村、北真志野村、後山新田村、板沢新田村、櫛平新田村の7ヶ村が合併し、湖南村が発足した。いずれにしても、明治4年から5年へのきりかえと、この明治7年を二つの大きなヤマとしておさえる必要がある。これ以後にも家の移動はあり、また部分的な組替なども実施されたことはあったとおもわれるが、大きなポイントとなるのは、後述する昭和13年の十戸組の組替と、戦時体制下の隣組制度であり、ついで、終戦後の隣組

である。

「名面帳」によると、明治8年1月2日に湖南村判頭が寄合い、五長惣代<sup>(2)</sup>を入札したとある。その時、次のように五長惣代が決った。田辺耕地2名、大熊耕地2名、南耕地4名、北耕地4名、後山耕地1名。

「 (前略)  
南耕地 { 原 伴 三  
原 熊 太  
金子 政治  
長峯万右衛門 (以下略) 」

明治8年3月改五人頭<sup>(3)</sup>（「名面帳」記載）をみると、第老伍合から第三十式伍合にいたる五戸組の五人頭の氏名がしるされている。このときの32人の五人頭のなかから五長惣代が4名出ているが、この4名は、前記の4名と同一である。

「五長惣代 第一伍合  
原 伴 三  
(以下略) 」

明治9年1月1日には、耕地耕地に伍長組合が寄合い、入札し、扱所にて開札した旨の記録があり（「名面帳」）、南真志野耕地からは、金子新吾郎、金子長内、原沢之丞、伊藤吉蔵の4名が伍長惣代となっている。

明治9年1月2日には、五人頭が、あらたに決定した（「名面帳」）。

明治10年1月1日には、伍長<sup>(4)</sup>が決ったが、注意しなければならないのは、明治8,9年においては、伍長惣代は、五人頭と兼任であったのが、

<sup>(2)</sup> 五長惣代であって伍長惣代ではない。昭和10年ころ、五戸組の長は、伍長とか半頭とかよばれていた。伍長と五長、半頭と判頭のように異なった文字が、同一の意味で使われている。このことに大した意義があるとは思はれないが、原のままに示しておく。

<sup>(3)</sup> ここでは五人頭となっているが、前述の判頭と同じものとみてよい。なぜ名称が変わったかは不明。次の引用文にある第一伍合の伍合はのちにでてくる五伍と同じ呼び方であり、五戸組をさす。

<sup>(4)</sup> この伍長は五人頭と同一である。明治13年1月はじめに伍長をえらんだ記録がある。明治10年から、伍長、伍長惣代という名称が定着していったとみられる。いずれも「名面帳」による。

<sup>(1)</sup> この当時の家の配置と組の位置を地図で示すと組替の問題も一層明らかになるが、これは別の機会にゆずる。

明治10年においては、別個の人々が、伍長（五人頭、判頭と同じ）、伍長惣代を勤めたことである。次の伊藤浅右衛門は伍長である。

「(前略)

第三十六組

伊藤浅右衛門

伍長惣代 原三左衛門

(以下略)」

明治11年以後は毎年1月はじめに伍長、伍長惣代が定期的にえらばれたが、伍長と伍長惣代を兼務する場合もあれば、そうでない場合もあった。

ところで、南真志野における十戸組は、明治12年にはまだ十分な機能を發揮しておらず、各沢には五戸組（五伍、伍合）が公式に存在していた。例えば、野明沢では、五伍が8個あり、家数41戸で、伍長惣代が1人おかれていた（明治12年長野県諏訪郡湖南村伍長惣代日記帳——藤森正晴氏蔵）。明治8年から毎年伍長惣代が4名（南真志野）選出されるようになったが、この4名は、おおむね各沢に一名づつ存在したのであり、ある意味で沢の規制がみられたということで注目される。

明治22年1月の「名面帳」の記録をみると、南真志野から惣代が4名えらばれており、そのうち1名には第三区長という肩書がついている。これからわかるように、当時、南真志野は第三区とよばれていた。田辺が第一区、大熊が第二区、北真志野が第四区であった。後山、柗平、板沢からは各1名の惣代が出ているが、後山、柗平、板沢の場合は、第何区長という肩書がついていない。

五人組、五戸組、十戸組の系譜と各々の関係は以上のようにとらえられる。五戸組、十戸組は、各種の広報伝達や葬式などをその主な任務としていた。

ここで明治11年頃からあらわれる四十戸組（四十戸）と、すでに江戸時代から存続していた旧組について考察しよう。四十戸組の編成はいつかをみよう。明治10年までの帳簿<sup>(1)</sup>には、仲村沢組という文字があるが、それ以後のものには、仲村沢旧組、旧仲村沢組と多くしるざれていることなども考え合せると、明治11年に新しい行政

的単位としての四十戸組が、湖南村において編成されたとみてよい。四十戸組を新組とみれば、それまで沢単位にまとまって主として祭札関係の諸行事などをおこなっていた組が、その時から旧組とよばれるにいたったということも一応考えられる。しかし、明治11年という年には少しの疑問は残る。

この四十戸組は、十戸組を四つあつめてつくりあげたものである。その分布は、一つの沢ごとにまとまっているのではなく、他の沢にも部分的にまたがるものであった。四十戸単位の組をつくるとすれば、当然そういうことになった。田辺には四十戸組が二つあり（一番、二番）、大熊にも同じく二つあった（三番、四番）。南真志野では、南沢の方から西沢の方へと、順次、五番、六番、七番、八番と四つの四十戸組があった。もちろん、四十戸組といっても、すべて四十戸から構成されているのではなく、その数に多少の差異はあった。この四十戸組の基本単位としての十戸は、明治7年10月改の七番組から拾六番組という組合十戸（つまり十戸組）とみてよい。明治7年の十戸組は、沢ごとにまとまっているのではなく、沢の外にはみ出している場合も多かった。なお、明治7年10月改以前の判頭33人、五人組33組の場合、1~8、9~16、17~24あるいは25、26~33までと四つのグループに分けると、この場合の分布は、明治11年以後の四十戸組の区域とさして大きくかわっていない。明治7年10月の五戸の組替は、主として南沢の範囲と西沢の上部でおこなわれたといってもよいもので、全地域をくまなくずして全面的な組替をしたのではなかった<sup>(2)</sup>。

(1) 四十戸組成立以後における旧組の主な仕事の一つは祭札関係の行事をおこなうことであった。8月22日の秋葉神社の火祭もその一つで、当日は酒宴をした。旧組関係の行事や仕事の記録や会計状況を旧組の帳簿に記録して、8月22日に旧組帳簿の報告をしたり、うけわたしをした。（西沢は1月1日）

(2) 地図の上にこの組合せをおいて比較するとこのことがよくわかる。四十戸組の分布も地図で示すと一層明確となる。別の機会に地図を使用し、これらの問題を考えてみたい。

四十戸組は昭和10年頃か、あるいは、昭和13年の十戸組の組替まで存続したかもしれない。この時期は後考にまつ。とにかく明治10年代から昭和10年すぎ位まで四十戸組は一つの組としてかなり重要な機能を果たしてきた。南真志野の協議決定録（区の協議録）をみると、昭和3年5月9日晩の協議会において、霜凍害予防に関する件が協議され、四十戸が各受持区域で霜凍害予防のために松葉タキをおこなう旨の決定がなされたことがわかる。

「六、霜凍害予防ニ関スル件

- 1 本年度ヨリ区ノ事業トシテ 燻烟法ヲ以テ予防スル事
- 2 区ノ所有山野ノ松ノ木、下枝払ヲナシ材料ニ当ツルコト
- 3 霜凍害予防ハ予防区域ヲ各四十戸ニ分割シテ実行スル事
- 4 本年度各四十戸受持区域左ノ如シ  
五番組 福橋、ウルシ畑、小寺窪、戸ノ林、高ツヤ

(以下略) 」

また、昭和3年10月8日の協議会では、山道作りを四十戸組で分担しておこなう旨協議された。

「(一) 山道作りノ件

来ル十月十二日(雨天順延) 毎戸一人ツツ出払ヲ以テ早朝ヨリ一日間左記ノ事項ニヨリ山道作りヲ行フ事

イ 中峠ズミノ木下山道路改修 五、六、八番組員ニテナスコト

ロ はば山道改修 七番組員ニテナスコト

ハ 大ナクボ道改修 五、六、八番組ノ十戸ヨリ一名ヅ、計十三人ニテナスコト

改修用材ハ区有ノ山ヨリトルコト

秋道作りニ使用ノ目的ヲ以テ五、六、八番組ノ人夫ハ婦リニ外山ヨリ唐松ヲ間伐シテ会所ノ処マデ曳キ来タルコト

(二) 秋道作りノ件

来ル十月十三日(雨天順延) 秋道作りヲナスコト

(中略)

(三) 水別ヶ場ノ件

十二日山道作りノ節各四十戸ヨリ一人ノ人夫ヲ出ダシ水別ヶ場ノ改修ヲナス事

(以上は昭和3年10月8日の協議会協議事項)

「昭和四年度第一回協議会開会

四月六日

- 一、習焼社境内昨年度植樹枯損ニ付補植方中出ニ関スル件  
山道作りノ当日四十戸五本宛都合ニ拾本補植ノコトニ決定
- 一、山道作り日取決定ノ件 四月廿五日ト決定
- 一、植樹ニ関スル件  
スガレ山ニ落葉松苗千本植ニルコト  
山道作り当日四十戸ニ割当テ一組式百五十本ノコト 苗木注文ハ村農会ヘ依頼スルコト

昭和4年5月6日の第四回協議会でも、前述の場合と同じく、四十戸が一定の区域を受持ち、凍霜害の予防をおこなう旨の協議がなされた。同年10月4日の協議会では、四十戸が10月13日に秋道作りをおこない、橋の修理をすること、また、習焼神社御造営屋根替足場用材伐採のために10月10日(雨天順延)四十戸が出払をして一組八十本(用材落葉松、三間以上六十本、五間以上二十本)の用材を伐採することが決定された。

以上の記録から明らかになるように、昭和3年から4年にかけて、四十戸組は、現在旧組がおこなっているような各種の出払(デバライ)を四十戸単位でおこなっていたのである。このころ四十戸組は、川のモガリ(藻刈)もおこなっている。

旧組は江戸時代から存続し、今でも隣組とならんで重要な組となっている。四十戸組が編成されてから、旧組は、主として祭礼とそれに関連するいろいろなリクリエーション・会合などをおこなう単位となっていたといえる。四十戸組ができる前、旧組となった沢組は四十戸組がおこなったような各種の出払などをおこなっていたと思はれるが、記録の上でまだたしかめられない。しかし前述したような四十戸組の機能は湖南村(戸長役場)の下における下部行政単位としての役割とはちがうものであり、部落の自治的機能のある部分が四十戸組にも引きつがれたことを示すから、四十戸組成立前の旧組の前身としての沢組の機能は単に祭礼の諸行事を担当するものではなかったことが推測される。四十戸組がなくなると、旧組は、四十戸組がおこなっていた出払や、行政、自治関

係の広報、伝達などをその機能としておこなうようになったと考えられる。もちろん、旧組は、祭礼関係の仕事をおこなっているし、また区の自治組織として、現在いろいろな機能を果している。金子貞美氏の青年時代(大正時代)、すなわち、五番組から八番組があった当時、四十戸で区の道普請に出た時、その後で慰勞の酒宴が開かれたが、その際は当時の区役員の私宅を会場とし、旧組のお堂<sup>(1)</sup>を決して使用しなかったという。つまり旧組と四十戸組がはっきり区別されていたといってもよい。今でも西沢にゆくと、四十戸組(ここは八番組)所有の共有財産(例えば、ヒロブタ<sup>(2)</sup>茶碗、オゼン、皿など)が個人の宅に保管されているという(伊藤豊一氏談)。四十戸組に多少の共有財産があったことはそれに自治組織としての側面があったことを示しているが、それがいつ頃生じて来たかも明らかにせねばならない。四十戸組の主要な機能は、後になれば行政組織の下部単位であるより、自治組織の一つの役割を持つことになって来たのであり、その義務としての出払(デパライ)は重要であった。四十戸の結びつきはきわめて限られていたので、四十戸がうちとけて親しむということは難しかった。これは他方に旧組があって、江戸時代から続いてきた伝統も深かったし、リクリエーションの面で気楽な交際をする機会も多く、人々にはより身近な親しい存在であったことが大きな理由であった。それにしても、明治から昭和にかけて、戸数の増加と共に従来の四十戸組に属さぬ家々が生じ、これらが番外として四十戸組に準じた役割を持って来たことも記す必要はあるが、別の機会に改めてふれる。ともかく四十戸組と旧組が並存した時期が相当に長く続いたことは注目される。

明治7年に五戸五戸で十戸組ができて、主体は五戸組で、これはかなり後までそうであった。十戸組が中心となって各種のことをおこなうにい

たったのは(十戸組が表面に出てきたのは)、ややおくれた(年代不明)。それ以後十戸組は、次第に重要な位置をしめるにいたった。その機能の中心は葬式を出すことであった。もちろん、十戸のなかには五戸五戸の区分が認められてはいた。そうして後次第に家の分散(部落内部の移転)、転出、分家加入、入村土着などがあり、十戸組の構成が乱れてきたので、昭和13年には十戸組の組替がおこなわれた。

組替実施の理由は、次の二点にまとめられる、

- 1 各十戸組の戸数に差異が生じ、戸数を調整する必要があった。すなわち、分家によって戸数が増加し、転出、絶家などにより戸数の減少した組が生じた。
- 2 分家や村内移転によって、同一十戸組に属する家が地域的に分散しながら同一の組を形成している場合があり、その時は、連絡その他の点で不便であった。

沢をとんで拡がりはじめていた十戸組は、この時沢のなかでまとまって一つの十戸組をつくるように替組られ、十戸組は沢毎にまとまりをみせるようになった。十戸組の組替が、沢に規制されたといってもよい。この当時の十戸組は、個人名を冠して何某の十戸組とか、位置、方位によってカミの十戸組とかよばれていた。その頃、十戸組は、同一組員が倒産した場合、倒産した家の家財整理やタテナオンにも力をかけた(原輝美氏、金子貞美氏の談、資料も現存)。組替後も十戸組の名称は使用された。

「昭和十三年組合規約簿 宮下組合」とか「昭和十三年七月十戸組合協定事項」(仲村沢 金子貞美十戸組合)をみると、幼児の葬式を五戸が中心となって行うなど、そのほか十戸組合の色々なとりきめがみられる。

「 昭和十三年七月十三日 新組十戸初寄合  
当番 伍長 関徳次郎  
出席

伍長 原 彦弥  
金子貞美  
原 寛年  
伊藤惣助

<sup>(1)</sup> お堂は現在各旧組に各々存在する。  
お堂には旧組の共有財産がおさめられている。  
また旧組の会合は、ここで開かれる。

<sup>(2)</sup> 漆器製の大きな盆、三尺または二尺五寸四方位のもの。炬燵の上で食事、酒のみをするに用いる信州特有の道具。

向山良一  
原 輝美  
原 政善  
伊藤 勇  
金子九平  
関徳次郎

## 協議事項

- 一 寄合は当番順に之を開く事  
葬儀に関する件

- 一 満一才迄  
当の家にて葬儀を仕舞ふ事  
音信物は各自適宜とす

- 一 子供  
組二才より十四才迄  
当の五戸は各戸二人宛他の五戸は 男女に係らず各戸一人宛前日より寄る事

- 一 大人  
組十五才以上  
十戸共各戸二人宛前日より寄る事  
(中略)

十月六日

(当番, 出席者名は省略)

## 婚姻に関する件

- 一 嫁取養子取の際嫁呼びを為さぬ事  
十戸挨拶廻りをなす事其際手土産を為さぬ事  
一 嫁入りの節婿及姑十戸挨拶廻りの際手土産をせぬ事

(中略)

昭和十七年二月十七日

- 一 配給品=関スル件  
一戸当り金貳円宛積立ツナシ置ク事右ノ積立金ハ組長之ヲ保存ス  
一 共同耕作=関スル件  
当組合全員ニテ左ノ畑ヲ借入レ耕作ナスコトニ決ス  
習焼神社所有  
一 畑 四畝十六歩 三ツ俣  
年貢米

(以下略) 」

(昭和十三年七月十戸組合協定事項 金子貞美十戸組合)

「 中合セ規約  
(前略)

- 一 葬儀ノ節ハ一戸男女各一人宛トシ前日ヨリ準

備トシテ立寄時間ハ時宜之レヲ定ム

- 一 数へ年三才迄ノ葬儀ニハ拾戸組合ハ立寄ラザルコト  
一 数へ年四才ヨリ拾五才迄ノ葬儀ニハ拾戸組合老人宛立寄ルコト  
一 葬儀ニ付キ音信物ハ前日持テ寄リ大人ハ絹白参升トシ子供ハ絹白貳升トス (以下略) 」

(昭和十三年組合規約簿 宮下組合)

以上の例によつてもわかるとおり、たしかにこの当時もまだ五戸は動いている。それが今まで続き、現在も子供の葬式を五戸が中心となっておこなう隣組がある(上島佐吾吉氏談)。

ところで、昭和15年9月16日の湖南村経済改善委員会々議要項をみると、隣組改組の件という項がみられる。そこで述べられている隣組の目的は、上意下達、下意上達の趣旨、冠婚葬祭、納税取纏納入、部落常会の設置などである。このころ戦時体制に入って、いわゆる隣組制度確立のきざしがみえている。この経済改善委員会では、また湖南村自治組規約が制定された。ただし、昭和15年に入り、一斉に湖南村において十戸組が隣組にきりかわったとみることはできない。この年に上から指令されてきたとみられる隣組の機能は、その多くをすでに十戸組が前から行ってきていたから、湖南村では、実質的には、昭和15、6年にいたっても十戸組という名称さえ使われ、十戸組がほとんど組替さえ行われずに隣組的な機能を果し、また外面的には、この十戸組が、確かに隣組として前記の隣組の目的にそのような各種の機能を果し、また債券の共同購入をしたり(宮下組の例)、配給制度においても重要な役割を演じたのである。南真志野において戦時下の隣組制度が確立したのは、昭和17年であるとみられる。このころ、いわゆる部落常会が各沢毎にできた。つまり、南真志野では四つの部落常会ができ、終戦まで続いた。昭和17年には十戸組が改称され、第1隣組から第19隣組までできた。このよび方は終戦まで続いて行われた。戦時体制下の隣組には、いわゆる区民でない寄留者も行政的には包含され、隣組長の統制下に入った。昭和17年までは、寄留者を十戸組に入れていなかった。昭



和 17 年になると至上命令で寄留者を隣組に入れはしたものの、寄留者をそのまま区に入れることはしなかった。昭和 17 年までは、原某十戸組合 関某十戸組合というよび方がよく使われていた。昭和 17 年の第 1~第 19 隣組の組織が、現在の隣組の母胎となっている。この関係は次のとおりである。

南沢……第 1 隣組 (新道組, 旧道組), 第 2 隣組 (スクール組), 第 3 隣組 (中組), 第 4 隣組 (上組), 第 5 隣組 (立石組),

野明沢……第 6 隣組 (上組), 第 7 隣組 (中組), 第 8 隣組 (東組), 第 9 隣組 (宮下組),

仲村沢……第 10 隣組 (銀座組), 第 11 隣組 (蟹坂組) 第 12 隣組 (中央組), 第 13 隣組 (中組), 第 14 隣組 (上組)

西沢……第 15 隣組 (上組), 第 16 隣組 (中組), 第 17 隣組 (B組), 第 18 隣組 (東組), 第 19 隣組 (西組, 下組)

現在, 南真志野には 21 の隣組がある。それは終戦後第 1 隣組と第 19 隣組がそれぞれ二つに分裂し, 新たに隣組が二組ふえたからである。なお, 上組, 中組, 銀座組という呼称は, その隣組の立地などによる名で, 昭和 21 年につけられたものである。

### 3 旧組, 隣組, 隣家

旧組と隣組は, 主として formal な生活に関係している集団で, 隣家は informal な生活において重要な意味をもつ家である。

初めに区の自治組織をみよう。

惣代 1名 任期1年 大選挙区で選出

副惣代 1名 任期1年 大選挙区で選出

協議員 一般関係 各沢2名 任期1年

小選挙区で選出

協議員 山野関係 4名 任期2年

毎年2名を大選挙区で選出

氏子惣代 各沢1名 任期1年 小選挙区で選出

衛生自治会長 1名 任期1年 大選挙区で選出

衛生自治副会長 1名 任期1年 大選挙区で選出

監査委員 2名 任期1年 大選挙区で選出

立会惣代 2名 前年の惣代, 副惣代

惣代, 副惣代は, 昭和三十四年一月施行「南真志

野規約」により, 次のようなかたちで選出される。

「 第四十六条

一 総代, 副総代は, 南真志野区域に於ける四つの旧組の中「南沢, 仲村沢」と「野明沢, 西沢」との二組宛を組合せ, 隔年に交互にその組中より選出する。 」

つまり, 被選挙者は, この規約により二組の組合せの中から交互にでる<sup>(1)</sup>。選挙者は, いわゆる大選挙区, すなわち, 全区民一戸一票である。この事情を考えると, 惣代, 副惣代の選挙は, 厳密な意味で大選挙区であるとはいえなくなる。大選挙区選挙とは, 南真志野区全体を単位とする選挙を (ただし, 惣代, 副惣代の候補者は二沢に限定される), 小選挙区選挙とは, 選挙者, 被選挙者とも各沢単位 (旧組単位) の選挙をさす。大選挙区選挙は, 区民である一戸一票により行われ, 小選挙区選挙は, 通常旧組の会合において, 旧組加入の一戸一票で行われる。

山野委員 (山野関係の協議員) は四名いて, 毎年二名づつ選出してゆく。その選出配置は決っていないが, 事実上適任者がある限り, 旧組各一名を頭の中で考慮する。神社惣代の選出は, 昭和34年の現行規約以前は, 山野委員 (これはそれ以前は設けず) の現行のように大選挙区であったが, 34年から現行の方法を採用した。衛生自治会関係の役職は, 昭和32年以来惣代の職の一部を分離したもので, 惣代選出当番でない沢から二人あげる心づもりで全区民一戸一票の投票による。監査委員も惣代選出区の組合せのようなかたちが, 一応は不文律としてみられる。一般協議員は, 34

<sup>(1)</sup> 例えば昭和36年区惣代原弘也氏 (南沢), 副惣代原茂氏 (仲村沢)。昭和37年区惣代関利一郎氏 (西沢), 副惣代藤森三郎氏 (野明沢)。昭和36年12月26日の区通常総会で「惣代, 副惣代配置区域廃上の件」(前述の「西沢, 野明沢」「仲村沢, 南沢」隔年を廃し, 名実共に大選挙区にする件)が野明沢から提出されたが, 結論を得ず, 区に18名の専任委員 (惣代, 副惣代, 協議員から4名, 一般の人々から各沢3名計12名)を設け, 惣代, 副惣代の配置のみならず, 惣代, 副惣代の役割や, 選出の制度などを根本的に検討することになった。

年度において現行のとおりとなったが、それ以前は、大選挙区の投票であった<sup>(1)</sup>。

区の行政は、惣代、副惣代、協議員 12 名（山野委員 4 名、一般関係 8 名……水道、土木、葺山、財務の役にわかれてその仕事を担当する）立会惣代の合議により運営される。ただし、立会惣代には発言権はあるが、議決権は認められていない。衛生自治会長、副会長、監査委員は、区の行政には直接関与しない。市行政と重なる点では、惣代、副惣代は市の駐在員であり、惣代は次の役も兼ねる。

社会福祉協議会理事、児童福祉協議会支部長、防火防犯組合長、日赤奉仕団支部長（以上南真志野地区）

ここで、区及び旧組への加入について考えよう。区へ加入することと、旧組への加入、さらに隣組への加入とは、それぞれ別個のことなのであって、これは十分注目される点である。区への加入と旧組への加入は、一般的には、ほとんど同時におこなわれてきたが、その加入が多少ずれて前後することもあった。ほとんど同時ということは、旧組はいわば区の自治組織であり、主として区関係の機能を果していることから最も好都合であった。しかし、旧組への加入には、一定の加入金を支払い、旧組の会合で加入の承認を必要としたし、また、区への加入に際しても、一定の加入金（現行二万円）を納め、協議会でその加入が承認される必要があった。旧組員になれば、そのまま何の制約もなしに区民となるのではない。区には山野を中心とする共有財産があるし、旧組にもお堂をはじめ葬式用具そのほかの共有財産が存在するから、区加入と旧組加入は、別個に行われるのである。区民となっても、旧組員とはなっていない例もみられる。この場合は、大選挙区の選挙権は有するが、小選挙区の選挙には参加できない。旧組に加入している場合は、区にも加入しているのが通例である。隣組は市の行政の末端組織ではあるが、一面で区自治とも関連している。しかし、旧組と区との結びつきは、隣組と区との関連性より一層緊密で、旧組は区と密着している。

旧組への加入は、旧組にすでに加入していた家の分家の場合には問題はなかったから、外来土着者（キタリモノ）<sup>(2)</sup>の場合に限られた。外来土着者でも、近來は村入土着は、昔のように面倒なことはなくなった。特に戦後は単に部落に居住することについては、紹介者も不要となった。しかし、隣組員（家単位）となるためには、隣組の承認を必要とした。それでもこの場合は、誰れかが紹介すれば可能であったから比較的容易であった。これに比較すると、旧組の一員（家単位）となったり、区の一員（家単位）となることは、はるかに困難であった。それは、区民には諸権利（山に関する権利など）と諸義務が与えられていたからであった。

外来土着者は、かつて容易に旧組員及び区民となることはできなかったが、昭和年代以来その慣習は次第にゆるくなって、加入希望者が一定の加入金を支払い、加入が公に認められれば、この権利を獲得できるようになった。昭和 22 年の区の協議録によると、4 月 14 日に 3 名、4 月 26 日に 1 名が区民に加入しているが、その時 1 人 3,300 円を区民加入金として徴収したとある。これは山野入会の権利を主としたものである。昭和 29 年には区営簡易水道が敷設されたので、昭和 29 年にいたると、区の方では、山野入会権として 3,000 円、簡易水道工事負担金 5,000 円計 8,000 円を加入者から徴収することに変更した。「区民名簿」<sup>(3)</sup>によると、昭和 29 年には区民加入者数が急増しているが（昭和 28 年 3 名、29 年 17 名、32 年 2 名、33 年 2 名以下省略）、これは、水道敷設につき、その権利を得るために届出たものが多かったからである。昭和 36 年においては、区民加入金は、一戸 2 万円<sup>(4)</sup>である。南沢在住の K 氏（家単位）は、昭和 36 年、2 万円を出して区民とな

<sup>(2)</sup> キタリモノという言葉は、この村で生れた人ではないということを示す言葉である。すでに区民として相当の期間村に住んではいても、よそから来て村におちついた人はキタリモノである。寄留者とは、籍だけはこの村に持ってきているが、まだ区民となっていない人をさす。

<sup>(3)</sup> 金子貞美氏筆写「区民名簿」（南真志野区保管旧「南真志野規約」に添付せるものによる。この原本の日付 昭和 24 年 2 月 1 日）

<sup>(1)</sup> この部分の選挙に関しては、仲村沢在住の金子貞美氏から種々御教示いただいた。

り、また、1,500 円を支払い南沢旧組に加入した。

南沢旧組には「明治四拾四年八月 瑠璃殿増築 什器新調寄附人名簿（其他隨時寄附）」と称する記録がみられるが、この中に記された諸事項のうち、旧組加入金に関係するものを次にあげよう。

「 一金 貳拾円也 飯野種次郎  
 右ハ旧組加名金トシテ  
 昭和二年八月廿二日  
 (中略)  
 一金 貳拾円也 長峯亀五郎  
 旧組加名金 昭和十六年一月二十五日  
 昭和二十一年三月加入金  
 一金 老百円也 池田知治  
 (中略)  
 昭和二十一年八月加入金  
 一金 貳百円也 小池新英  
 (中略)  
 昭和二十二年 旧組復活加入金  
 一金 貳拾円也 原 真雄  
 昭和二十二年八月加入金  
 一金 貳百円也 岡崎虎治  
 昭和二十四年三月二日旧組加入金  
 一金 五百円也 原 貞重  
 (中略)  
 昭和二十七年一月旧組加入金  
 一金 五百円也 金子庄次  
 昭和三十年五月  
 金 老貳円 旧組加入金 藤森房英  
 (中略)  
 昭和三十三年八月

金 老貳円也 旧組加入金 小林丑太郎  
 昭和三十五年四月  
 金 老貳五百円也 旧組加入金  
 山本正雄  
 昭和三十六年四月  
 一金 老貳五百円也 旧組加入金として  
 九貫善一郎 』

以上の記録により、旧組加入金額の変遷がわかる。

旧組は「ワキの人が入らないもの」(原輝美氏)という言葉が示すように、いわゆるムラ意識を持った生えぬきの土地の人々が構成するものという考えもある。感じとしてはそうであったろうが、すでにあげたように新しい加入者が全然なかったわけではない。

南真志野には各沢毎にまとまって存在する四つの旧組があり(南沢旧組、野明沢旧組、仲村沢旧組、西沢旧組)、各旧組には任期一年の輪番制による世話番がいる。南沢、野明沢、仲村沢の各旧組世話番は各々4名で、世話番の交替期は8月22日である。西沢には6名の世話番がおり、1月1日に世話番の交替が行われる。世話番は、道づくりの通知をし、土木工事の割付をやり、それらの仕事のデバライ(夫役)を監督し、仕事の時に先達をやり、氏神の祭事の献名づくりをし、お堂の念仏講の世話をする。

旧組は区の自治組織の単位であり、区関係の仕事を旧組が中心となって行っている。旧組は各々お堂を所有しているが、このお堂は年3回~4回位開かれる旧組総会の集会所として使用される。時には祭事の際の集会などもここで開かれる。什器、葬式用具一式などの旧組の共有財産は、お堂にある。旧組員となるためには、加入希望者は世話番に加入を申込み、旧組の集会をへて認可されると、各旧組でそれぞれ規定されている加入金を納めて旧組員となる。区の総会や決議を旧組において代行できる。小選挙区の選挙にあたっては、旧組が一つの単位となる。

旧組が主体となっていく区関係の仕事は次のとおりである。

<sup>49)</sup> これまでは、区民に加入していなければ、水道は使えなかった。ところが、昭和36年夏の臨時総会で2万円払って区民とならなくても、5,000円払えば水道使用の権利が与えられることに決った。すでに太田幹雄氏(西沢)、中沢義行氏(仲村沢)などがその適用をうけている。ただし5,000円口の場合は、かりにこの区営水道が諏訪市に移管されて、その際区の方に200万円の収入があったとしても、この200万円の配当金をうけとる権利はない。5,000円出せば、水道は使用できるが、5,000円の納入でただちに区民となるわけではない。区民には山の権利も与えられるので、2万円出して正式に区民となるのである。

- 1 春道作り……主として山道，里道の修理，橋の改修やかけ替え，四月下旬に一日かかる。各旧組は一定の区域を担当する。
- 2 秋道作り……主として田の道，里道をなおす。一定の区域を担当する。
- 3 植林，整地など……旧組毎に一定の範囲をきめて行う。
- 4 新川のモガリカリ（カトギカリ）を行う……これを行わないと，大雨の際，増水や洪水をおこして危険である。8月上旬，一戸一人が出て朝5時から7時ころまで行う。各旧組は，各沢下の新川を四区分した範囲を担当する。
- 5 その他のデバライをする。デバライは，通常一戸一人。
- 6 鎮守の祭を各沢が毎年交替で担当する。御柱祭は一諸に挙行する。
- 7 他沢との折衝。

旧組員（家単位）は，旧組のデバライには必ず参加しなければならない。デバライに出ない時は不参金をおさめる。不参金は，仕事の種類によって異なるし，各旧組によっても異なっている。不参金は旧組の収入となる。モガリカリを例にとると，仲村沢の不参金は50円で，女性の参加は7分とみなされ，残り3分をおさめる。野明沢ではモガリカリの不参金は同じく50円であるが，女性参加の場合も差別はない。道つくりの不参金は，仲村沢は500円～700円，南沢は500円～

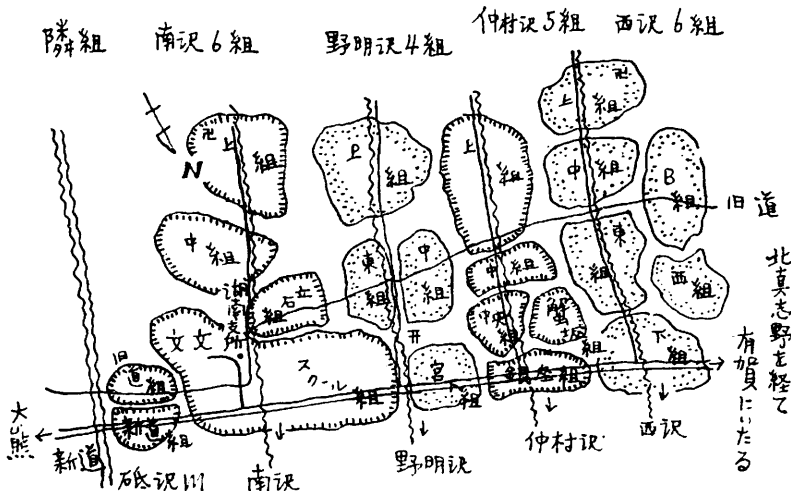
600円位である。南沢では，女性が道つくりに参加した時は5分とみなされ，残りの5分を旧組におさめる。旧組員は，ほとんど皆区民であるから旧組及び区の共有財産に関する権利を持っているが，一方，旧組が区の自治組織の単位である関係から，旧組員はデバライ参加の義務を負っている。

南真志野には第1図のように合計21組の隣組がある（南沢6組，野明沢4組，仲村沢5組，西沢6組）。各隣組には，任期1年輪番制の隣組長がいる。各沢の隣組長のなかから連絡員が一名えらばれる。連絡員は，主として市からの，時には区からの各種の広報伝達の仲介者となる。平均10戸からできている隣組のなかには，隣組長とは別に農事係とか，婦人会係がおかれているところもある。

現在の隣組は，主として市関係の仕事を行っているが，区のデバライの際，隣組が一つの単位となって一定区域の仕事をすることもある。

隣組の行うことがらは，次の点に要約できる。

- 1 市関係の広報伝達，区関係の広報伝達
- 2 納税
- 3 隣組で旅行，リクリエーション，共同飲食を行う。
- 4 デバライの際，一部分を隣組で担当して行う。
- 5 葬式を挙行する。今でも隣組を「葬式組」とよぶ

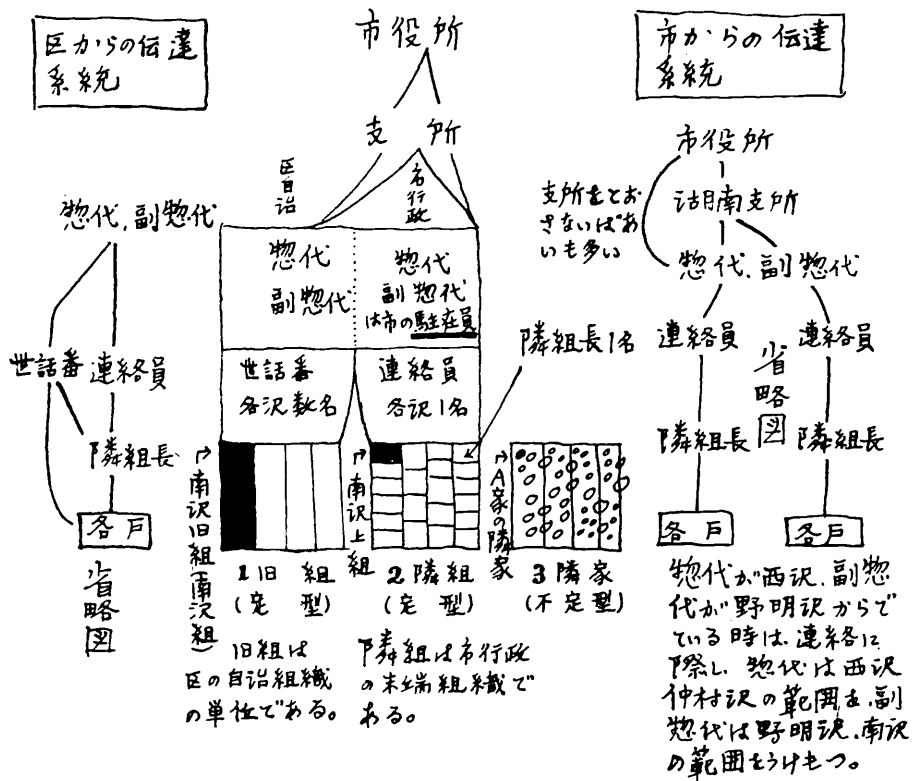


第1図 南真志野における隣組

場合があるほどで、葬式を出すことは、隣組にとってとくに重要な仕事である。十戸組の当時から葬式の挙行は、十戸組に課せられた中心的機能であった。

- 6 結婚を隣組で社会的に認知する。ヨメ・ムコは、隣組をまわってあいさつする。
  - 7 一戸から一名出て、隣組毎に割当られた範囲の共同除雪を行う。
  - 8 隣組にも各種の共有財産がある。みそ釜などを共有している時は、隣組員で共同して使ったり、順番にしたい家毎にもちまわりをして使用する。
  - 9 現在はみられないが、かつて十戸組であった当時は、同一組内で倒産した家があると、十戸組でその家の財産整理を行ったり、あるいは、その家のたてなおしをはかったこともあった。
  - 10 戦時体制下の隣組は、隣組単位で共同耕作をしたり、債券の共同購入を行った。また、配給制度の実施にあたっては、隣組は重要な働きをした。
- 旧組と隣組は、明確に沢を基準として区分さ

れ、隣組はその沢の中でさらに細分されているが、隣家は、隣組や沢や区をこえても存在し、定型を示さない。これを図であらわすと第2図のようになる。図の1, 2, 3の枠は区を意味し、縦に四区分したものは、南沢、野明沢、仲村沢、西沢をあらわしている。区を旧組、隣組、隣家のそれぞれの面でもとらえるると、1, 2, 3の図のようになるが、これは便宜上の見方で、南真志野の正確な姿は、1, 2, 3を重ねた時に浮び上って来る。つまり、南真志野を1, 2, 3の重層形態としてとらえる必要がある。この重層構造を正しくみないと、南真志野の実態を把握するのは難しい。市の行政面でもとらえる時は、隣組が浮び上り、旧組は陰にかくれ、表立った動きを示さない。しかし、区の自治を担当するのは、旧組であるから、旧組の役割は極めて重要である。市行政と区自治の二重構造を端的にあらわしているのは、惣代、副惣代が市の駐在員を兼ねているという事実である。



第2図 旧組、隣組、隣家

隣組には行政組織としての面と互助組織としての面がみられることは、前述の説明からも明らかである。すでに述べたように、葬式の挙行は、隣組に課せられた不時であるが、必ず果さねばならぬ機能である。葬式組としての隣組は、この互助組織の面である。このような二面を持つ隣組は、隣家と比較すれば formal な性格を持つが、formal だからといって、これは、単に政府や市役所の行政的必要から作り出されたものでなく、村落生活の自治的側面において古い時代に創り出され、うけつがれて来たものであり、各時代の政治が上からそれをつかんで、行政組織の中に編入し、それによって逆に自治的側面に強い規制を加えて来たものである。五戸組、十戸組、隣組を見ても、旧組、四十戸組、区を見ても、各時期の行政組織と村落自治組織とのふれ合いをその時期の政治的、経済的、社会的条件において複雑に示していることが注意される。

ところで、隣家という言葉の意味は一定していない。隣家という言葉を知らない場合もある。

「隣家とは、ある家を中心として、その家からみえる隣接した家をいう。」(上島佐吉氏)

「自分の属していない組(隣組)で自分の家に隣接している家を隣家という。だから、家によって隣家が一軒の時も二軒の時もある。勢力があれば、トオリンカ(遠隣家)も持っていた。隣家は沢が違ってもしよい。とにかく近接している家が隣家だ。」(原輝美氏)

「隣家とは、真近かという意味で、隣組と同じように交際する。」(関邦治氏)

「隣家は家の周囲ということだ。屋敷続きの範囲は隣家というつきあいにもなる。」(熊沢直治氏)

「隣家、遠隣家の関係は、家が近いというだけでなく、人的関係がおおいにあずかって力がある。その人的関係が代々続き、打切られない場合、ここに隣家、遠隣家の関係が生じてくる。隣家と普通という場合、A家の所属している隣組に接している隣組のなかでA家に接している家のことをいう。」(金子貞美氏)

「隣家という言葉は、大体葬式の場合だけに使う。普通は、ウエノウチ、シタノウチといい、不幸にあたり隣家という。」(原直良氏)

隣家の範囲は、それぞれの家の条件によって異なる。かりにA家とB家とが日常生活において特に深い互助関係を結んでいる時、双方が隣家として認め合うことがある。また一方のみが、他方を隣家として認める場合もある。しかし、最も大初なことは、部落社会(主として近隣の人々)で特定の隣家関係を認めることである。A家とB家が隣家関係を結んでいる事実が社会的に承認されると、その隣家関係は明確な安定したものとなる。A家の隣家Bは、A家の葬式の際隣家としてA家に手伝いにゆく。その時、A家の属する隣組やA家に来合せた人々は、A家の隣家はB家であることを社会的に認める。つまり、葬式は隣家関係が社会的に承認される重要な場となる。また、ヨメ、ムコの紹介は、当該の家が属する隣組とその家の隣家とをまわって行われる。

隣家とみなされる家が、個々の家に存在するとしても、隣家の範囲は一定していない。ある時期まで隣家として認められた家が、それ以後は隣家としての関係を持たなくなった例もある。特定の家にとって隣家としての関係を持つ家は、固定不動ではないし、変更もあったということが、真相のようである。

地域的な近接という点では、隣家と隣組は類似しているが、前者は、大まかにいえば、informal な性格を持つ私的協同関係にある家であり、後者は、formal な性格を持つ近隣集団の一つで、組替は困難である。それだけに隣組は、組の各戸に対して隣家よりも強い社会的拘束力を持つ。拘束の仕方もちがう。

隣家は文字から解すれば、地域的に近接している家を指すが、特定の家Aにとって、近接の家がすべてAの隣家となるのではない。隣家は、地縁的近接、視覚的近接によって規定されるのではなく、日常の生活関係の内容がもっと重要なのである。だから、屋敷続きでなく、少し離れている家でも、その家とAとの交流が密接であれば、Aはその家を隣家とみなすことになる。それゆえ、隣家とは、地域的にかなり接近しており、日常のツキアイが密接な家を指す言葉であるように思われる。隣家を規定する要因は、ツキアイが日常的に

深いことにあるが、それは、近接していることが基本的には重要であることをも示している。

隣家は隣組の際際に比較すると、ずっと日常的に深いツキアイをしている。日常的に深いツキアイとは何か、これが問題がある。日常的に深いといったところで、本当に日常的なことは、全面的に他の家の厄介にはならないように仕組みられていなければならない。つまり、自分の家でそれを賄うだけの生活方法が整っていなければならない。毎日の食事や農事は、自分の家の食物や道具や肥料などを常備使用して行っている。しかし、すべてが整備しているわけではないから、不時の入用が生じた時に隣家に助太刀を頼む。隣家とは、いつでも気安く頼みごとができる家をさす、といういい方もある意味で許されよう。ただし、近接しているという条件が入る。隣家がどんな役割を果たしているかまとめると次のようになる。

- 1 物品の貸し借り……急に訪問客が来た時、あるいは、夜分、家で必要な品物をきらした時など種々の品物を借りる。何かにつけて気楽に貸し借りをする。調味料、菓子、食器、その他の諸道具、農具など。時には、よそゆきの衣類を借りることもある。
- 2 金銭の貸し借り。
- 3 葬式、結婚時の手伝い。種々の労力の交換。
- 4 留守居を頼む。
- 5 病氣見舞い。
- 6 フロの利用。
- 7 お茶によび合ったり、食事に招いたりする。
- 8 土産物やいただき物をおくったりする。家で出来た料理やモチなどを配ったりする。
- 9 家庭内の問題、いろいろな相談事については親身になって話し合い、助け合う。
- 10 大きな葬式を出した時などは、かつて隣家の部屋や庭などを借りることもおこなわれた。

いずれにしても、日常生じやすいことで助け合わなければならない時は、隣家同志の協力で解決し、遠方の親類にゆくようなことはしない。

これに比較すると、隣組の互助関係は日常的ではない。隣組でもこの種の日常的な貸し借りをすれば、隣家と同じであるが、隣組のすべての家にこういう関係が生じない限り、隣組が隣家になる

ことはない。隣組と隣家とは基準が違うという表現を簡単にすることはできないが、基本的には区別しておかなければならない。

Aと同一の隣組に加入しているB家は、Aに近接し、日々の交流も深いので、Aの隣家である場合がみられる。このように隣組と隣家がかさなり合っている例もある。この場合、Bはformalな機能とinformalな機能を共に果す。けれども、informalな機能がformalな機能に吸収されてしまうことはありえない。なぜなら、表面的には公の互助関係が私の互助関係をこえて存在するかのようにもみられる時でも、常に両方の互助関係は、異なった基準で相互補完的に存在するからである。「同一の隣組のうちで自宅に近い隣組の家は、隣家と呼ぶよりは、オトナリと呼ぶことが多い」（熊沢直治氏）という例は、隣組のうちに含まれた隣家の例であるが、また隣家という言葉を使わずに、別の言葉を使用している例でもある。

また、自分の家の所属する隣組のうちに隣家を持たず、隣接する隣組の中で自分の家に近く、しかも関係の深い家を隣家とする場合がみられる。特にA家はその属する隣組の周辺部にある時は、隣接する隣組の家が容易にAの隣家となりうる。それは、隣組の互助関係と隣家の互助関係とが異なるものであることを示す。さらに隣家は、沢をこえ区をこえても存在する。この事実も隣家の関係は、区や沢とは全く別の基準によって生じていることを意味する。

それなら、隣家関係を成立させるものは何か。前述のように家と家との密接なツキアイといっても、親類関係とはちがって、近接が重要な条件となる密接なツキアイである。「遠い親類より近くの他人」といわれているが、これは、親類より近くの他人がすべて頼りになるという意味ではない。隣家は、日常的に生じ易いいろいろな生活面において助け合いをする関係にあるから、隣家の存在は一つの家にとって心強い。隣組は、葬式とか納税とかたまにしかないことで、もっと大勢でなければできないことを行う。それをするには、もっと多くの家が組織的に仕組まれる必要があった。隣組に比べれば、隣家の方がより多く日常的

だともいい得るが、これとて厳密に日常的であるわけではない。隣家の互助関係は、気やすい関係を結んでいるから、ちょっとした貸し借りをしたり、気楽に相談にのるという関係である。これによって、隣家関係は親類より深い関係になる場合もあり、そうでない場合もある。親類の方が、一般に家にとって重大な時期における互助関係をもつが、これは不時又は臨時であることが多い。近くに親しい親類があれば、その方に多く頼りようになるから、隣家関係は個々の家の条件によってまちまちになるのは当然であるが、一般には上のようになればよいと思われる。村落の家々は生活の仕方に似た所が多く、移動も少なかったから、近接という条件があれば、隣りつき合が生じ易いといえる。

ところで、隣家のほかに<sup>トオリカ</sup>遠隣家を持つ家がある(第3図例4参照)。Aの隣家をDとすると、通常遠隣家Eは、A-Dの距離よりやや遠い所に位置する。しかし、遠隣家を単にAとの距離で規定するのは正確でなく、交流の親疎を同時に考えてみなければならない。遠隣家を持つのは、特定の家の生活条件によるものと考えられる。

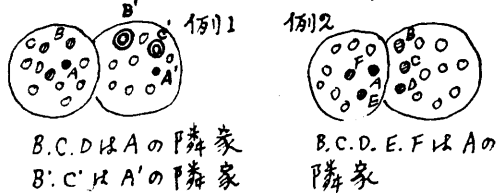
A家の葬式は、Aの属する隣組によって出されたが、Aの隣家も手伝いに出た。隣組の各戸より隣家の方がギリを多く出した。しかし、隣家は隣組の人々と同じ仕事をするのではなく、その補助的な仕事(軽い仕事)をした。遠隣家のツキアイは、隣家のツキアイに比較して非日常的でうすかった。葬式が大きい時、遠隣家の手助けを必要とした。遠隣家の役割はこのようなものであって、これを必要とする家は、比較的生活規模が大きく、交際の広い家に限られた。今日では経済的条件が違ってきたし、葬式の規模が小さくなったので、前に遠隣家を持っていた家でもすでにこの関係を廃したものが多い。隣家にも多少の変化が生じてきたのであるから、関係のうすい遠隣家の失われたのは当然であろう。

隣家の性格を要約すれば次のようになる。

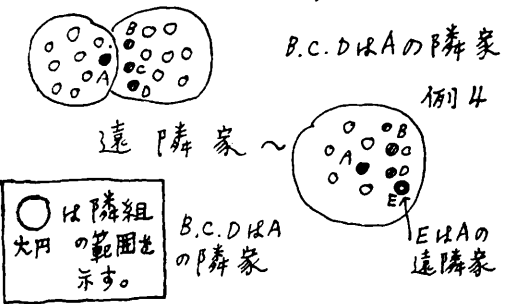
1 広義の隣家

文字通りにとれば、ある家Aを中心としてみるとAの家に近く位置する家が隣家である。近くの家

広義 ~ A家の近くに位置する家で、  
A家と日常親しくツキアイ  
をいいる家をさす。



狭義 ~ A家の所属する隣組に  
隣接する隣組にあり、  
A家と日常親しくツキアイを  
いいる家をさす。



第3図 隣家

は、普通隣家とよばずにオトナリとか、ウエノウチ、シタノウチ、ウラノウチとよばれていることが少なくない。性格からみれば、ウエノウチといった時、その家とのツキアイが深いことが多いから、ウエノウチと日常よばれている家は隣家とみてよい。近接しているといっても、近くにある家、家屋敷が接していたり続いていたりする家がみな隣家といえるのではない。近接していて、かつ日常的な交流が比較的深く、気楽なツキアイをしている家が隣家である。いかえれば、隣家は、オクリモノをし合ったり、気楽にモノを貸し借りする関係にある近くの家といってもよい(第3図例1, 例2参照)。

2 狭義の隣家

同一隣組内の近接する家で日常よくゆききする家は広義の隣家であり(例1)、またAの位置によっては例2のような場合もあるが、一方Aの所属する隣組のうちに隣家を認めず(隣組内に日常ツキアイの深い家があってもそれを隣家とみない)、隣接する隣組の中でAに近く位置し、Aと日常親



しくゆききしている家を隣家とよぶ場合がある(例3)。Aの隣家は、葬式の時Aに手伝いに来る。その時、Aの隣家がどの家であるかが社会的に認められることを考えると、狭義の隣家を南真志野における隣家の本来の姿とみることもできる。

ここでは隣家の性格をこのように二つの面で規定しておきたい。なお、隣組と隣家の地理的配置を多くの事例について考察する必要があるが、ここでは省略し、別の機会にゆずる。

#### 4 む す び

今回は、南真志野における現在の隣組、旧組、隣家の組織と機能を概観すると共に隣組の系譜の中にあらわれる五人組、五戸組、十戸組、四十戸組について概括的な説明をするにとどまった。これからは、現在の旧組、隣組、隣家の正確な姿を描き出すために多くの事例について考察する一方、隣組の系譜を詳細に分析する予定である。

(1962年2月)

#### 資料 「昭和拾三年 組合規約簿 宮下組合」

##### 「 申合せ規約

- 一 出産ノ贈答ハセザルコト
- 一 嫁呼披露ハセザルコト  
但シ新婦ハ廻礼スルコト 土産物ハ手拭ヲ筋トス
- 一 疾病ノ場合ハ見舞ヲ受クルモ床上祝ハセザルコト
- 一 入営ノ際ハ組合ニテ金五円贈リ其前日上社ニ宮詣シ帰路立寄ラザルコト  
応召ノ際又同ジ
- 一 退営ノ際ハ土産物ハ廃止ス
- 一 普譜地形ノ手助ハセザルコト  
随ツテ其贈答ハナサザルコト

(中略)

昭和拾五年十一月七日藤森好恵氏宅寄合の節協議改正す

- 一 新郎新婦廻礼の時土産物手拭は廃止す
- 一 葬儀の時出棺後は墓場より帰り立寄りたる事
- 一 葬儀の節施主に隣組入金老円以上篤志寄附をなす事

(中略)

昭和貳拾年壹月廿貳日 山口治忠氏宅に於テ決議

- 一 応召入営者の餞別は隣組取纏め隣組長届出ずる事 金拾円とす
- 一 昭和拾九年七月廿五日決定せる病人見舞金老円を今後隣組取纏め 金拾円とす
- 一 昭和拾七年九月十四日決定せる葬儀の時扶持米として老人貳合五勺持寄りたるを今後老人五合とす
- 一 煙草は輪番制に依り一ヶ月毎に配給す
- 一 新郎新婦廻礼の時土産物は絶対に中止す

(中略)

昭和廿七年八月五日 山口氏宅集会

隣家組合新規加入者に対する決議

- 一 今後当組に新規加入せんとする者ハ隣組長に其

の理由を申出づる事 組長は申出を受けたる時は直に隣家の集会をなし可否を協議する事

- 一 協議の結果不適當と認めたる場合は之を拒絶し適當と認めたる時は新規加入を許可するものとする
- 一 新規加入者は当組合の協同費資産価額の一部を金円にて納附するものとする  
但し其時季に評価定むる事
- 一 新規加入者は隣組員に対し御祝として清酒貳升を寄贈する事  
但し自宅に於て招待する時は此限りにあらず右決議する

昭和廿九年老月廿貳日 矢沢久雄氏宅集会

- 一 隣組規約中一部変更す
- 一 隣組内に病人の有る時は見舞金として老戸金百円宛取纏めて差上げる事
- 一 香奠を老戸金貳百円宛とする事
- 一 葬儀の宅へ立寄る場合は扶持米として老人ウル米五合持寄る事
- 一 葬儀の節は貳人宛立寄る事  
但し葬家の都合に依り申出ある場合は老人宛とする事もあるべし
- 一 食事は朝食及び昼食共頂く事
- 一 葬家に立寄るは葬式当日とするも喪主の申出に依り前日より立寄る事もあるべし
- 一 家屋建築の場合は老戸金百円宛贈る事
- 一 婦人会の役員は隣組長と同時に廻番順とする事
- 一 農事部長を就職する場合は隣組の農事係を勤めたる事と見做す  
右の通り決議する
- 一 隣組の親睦を目的として年一回懇親会を開催する事を申合せす  
但し隣組長宅を宿とする事  
期節は四月の花見頂とする

(後略)

(以上原文のまま)